

平成30年北海道胆振東部地震被災地域の復旧・復興に向けて（案）

平成30年12月28日
北 海 道

I 基本的な考え方 — 「復旧・復興方針」の策定に向けて—

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、全道各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに、多数の方々が負傷された。

また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには道内全域での停電によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、広範かつ多大な影響が生じ、特に大きな被害を受けた被災地域では、住まいや暮らしの再建と地域産業の復興を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした中、一日も早い復旧・復興を実現するためには、安全・安心に住み続けられる、災害に強い、より強靱な北海道づくりなど、将来を見据えた計画的な取組を推進し、「住まい・暮らし」や「仕事」等に係る不安を払拭することにより、地域創生の実現に向けた流れを再び軌道に乗せ、地域の更なる発展へとつなげていくことが求められる。

このため、今後の復旧・復興に向けた基本的な考え方と取組方向を取りまとめ、地域と共有しながら、今年度内を目途に、地元と共に進める復旧・復興対策を「復旧・復興方針」として策定し、本方針の下、国や関係機関・団体等と連携しながら、中長期の視点に立った取組を全庁一丸となって推進することとする。

II 復旧・復興対策の取組方向

今回の地震では、土砂災害や家屋の倒壊など、地震による直接的な被害と、道内全域に及んだ大規模停電によるライフラインの寸断や産業被害などが複合的に生じ、全道各地に大きな影響を及ぼすこととなった。

このため、本道の本格的な復旧・復興に向けては、次に示すとおり、地震の直接的な被害を受けた「被災地域の復旧・復興に向けた取組」と「大規模停電等に伴う影響への対応」という2つの柱立てにより、今後の取組方向を明確にした上で、具体的な施策を展開していく。

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組

被災された方々が一日も早く元の生活を取り戻すためには、「住まい・暮らし」や「仕事」といった生活・産業基盤の再建を図ることが急務であり、住宅再建に向けた支援や道路・河川などの土木施設の復旧、さらには被災農林漁業者等の施設復旧への支援などを通じた地域産業の復興など、将来にわたって安心して暮らすことができる環境整備に向けて、関連施策の迅速かつ効果的な推進を図る。

【 取組方向 】

- ・ 住まい・くらしの速やかな再建
- ・ ライフラインやインフラの本格的な復旧
- ・ 地域産業の持続的な振興

2 大規模停電等に伴う影響への対応

地震発生後の大規模停電等により、道内観光地での宿泊客の大量キャンセルが発生するなど、食や観光をはじめ、本道経済に大きな影響が生じていることから、食と観光の需要回復や中小企業等の事業再建に向けた支援など、本道経済の確かな成長につなげる取組を積極的に展開する。

【 取組方向 】

- ・ 食と観光の早急な需要回復
- ・ 大規模停電等による産業被害への対応

III 取組方向に基づく主な復旧・復興施策

上記Ⅱの取組方向に基づく主な施策は以下のとおりであり、補正予算を適宜編成しながら、迅速かつ柔軟な復旧・復興対策に取り組んでいる（別紙「参考資料」を参照）。

今後、被災地域のニーズを把握しながら、必要な対策を継続的に検討し、地域の実情に応じた実効ある復旧・復興対策を推進していく。

1 被災地域の復旧・復興に向けた取組

住まい・くらしの速やかな再建

- ・ 被災者への生活再建に向けた資金貸付や社会福祉施設の復旧
- ・ 被災者生活再建支援制度による支援金の支給 等

ライフラインやインフラの本格的な復旧

- ・ 道路、河川などの土木施設等の復旧
- ・ 文教施設などの公共施設の復旧 等

地域産業の持続的な振興

- ・ 林地、漁港施設、農地・農業用施設などの産業基盤の復旧
- ・ 小規模事業者が行う販路開拓等への支援
- ・ 被災地の特産品等の復興支援セールスの展開 等

2 大規模停電等に伴う影響への対応

食と観光の早急な需要回復

- ・ 道産食品や観光の需要回復に向けたプロモーションの展開
- ・ ふっこう割による道内旅行商品の割引 等

大規模停電等による産業被害への対応

- ・ 緊急経済対策官民連携協議会の設置
- ・ 中小企業の復旧・復興に向けた資金需要への支援
- ・ エネルギー供給等の強靱化に向けた取組 等

IV 復旧・復興の推進

1 道の推進体制

道における復旧・復興対策は、知事を本部長とする「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部」の下、庁内関係部局が一体となって推進する。

【参考：北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部の概要】

構成：知事（本部長）、副知事、本庁各部長 等

設置：平成30年11月22日

所掌事務：被災地域の復旧・復興の推進に関すること

被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

2 被災市町村への支援

被災自治体では、今後の本格的な復旧・復興対策を進めるに当たり、膨大な業務量を限られた人員で対応しなければならない。このため、職員派遣などの直接的な人的支援はもとより、被災自治体間の情報共有の場の設定、東日本大震災や熊本地震などの参考事例の提供等、効果的かつ効率的な事務の執行に向けて、様々な手法を用いて幅広く支援を行っていく。

- ・道や道内自治体等による職員派遣、出張対応等による人的支援
- ・連絡調整会議等を通じた被災自治体間の情報共有の促進
- ・被災自治体の復興計画の策定支援や過去の災害における参考事例等の提供

3 国や関係機関・団体等との連携

今回の地震では、大規模な山腹崩壊や土砂流出による影響が、道路や河川、農地等の産業基盤など広範囲に及び、かつ複合的なものとなっており、復旧・復興対策の円滑な実施に向けては、国に対し必要な補助制度や財政支援などの措置を要望するとともに、事業執行に際し、関係機関等による連携強化を図っていくことが必要となる。このため、国や関係機関・団体等との一層の連携強化に努め、より効果的かつ効率的な事業執行を図っていく。

- ・補助制度の創設や拡充、特別交付税による財政支援等、復旧・復興に向けた必要な措置に係る国への要望
- ・関係機関等が設置する推進本部への相互参画や事業執行における共同チームの設置等、相互連携の促進

【参考資料】胆振東部地震からの復旧・復興の取組事例

■ 被災地域の復旧・復興に向けた取組

住まい・くらしの速やかな再建

◆ 応急危険度判定の実施

- ・安平町、厚真町、むかわ町において、被災した建築物の応急危険度判定を実施し、所有者に対し、自宅での早期の生活再開に向けた情報を提供（判定件数：199件）

◆ 応急仮設住宅の供与等

- ・災害救助法による応急救助として、応急仮設住宅を提供

建設型応急仮設住宅	プレハブ1期工事 130戸（10/31完成、11/1入居開始）
	プレハブ2期工事 78戸（11/28完成、11/30入居開始）
	寄宿舍型（モバイルハウス） 36名（12月末完成予定）
	トレーラーハウス・モバイルハウス 25戸 （12/5 7戸・12/15 4戸入居開始 残り12月末完成予定）
福祉仮設住宅	厚真町108名、安平町36名（12/27完成）
借上型 応急仮設住宅	283世帯分



- ・地方自治法に基づく目的外使用許可により道営住宅を無償供与（最長1年間）

道営住宅	提供戸数 272戸（胆振・石狩・日高管内）
	入居世帯 28世帯（11/30現在）

◆ 災害廃棄物の処理（災害廃棄物（片付けごみ）の処理）

- ・道が広域的な調整を図り、苫小牧市、岩見沢市、登別市などで受入れ、処理を実施【厚真町】



（平成30年9月24日）



（平成30年11月20日）

【むかわ町】



（平成30年9月17日）



（平成30年11月20日）

◆ 住宅再建に向けた取組

- ・住宅の復旧・再建に向け、建築士などの専門職による無料の個別相談会を実施（会場：厚真町、安平町、むかわ町／相談件数 68件）
- ・自力で住宅を確保することが困難な被災者の恒久的な住宅の確保のため、災害公営住宅の整備について、年度内の事業着手に向けた支援

◆ 住家被害への対応

- ・被災者生活再建支援法により、都道府県が拠出した基金を活用し、「全壊」や「大規模半壊」等の被害が生じた世帯主に最大300万円を支給（国は1/2補助）

被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
程度	全壊	半壊解体	長期避難	大規模半壊	再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	支給額	200万円	100万円	50万円

◆ 社会福祉施設の復旧

- ・社会福祉施設等災害復旧費補助金（国1/2、道1/4、事業者1/4）
- ・特に被害の大きかった2法人（厚真福祉会、追分あけぼの会）などに対しては、補助率嵩上げ（国7/12、道1/4、事業者1/6）により建物の修繕等の復旧を支援。併せて、国庫補助協議書類作成などの事務作業支援のため、職員を派遣

◆ 公共土木施設等の復旧対策

(復旧への取組)

- ・ 早急に土砂等の除去が必要な箇所については、応急復旧工事を完了
- ・ 本格復旧工事の一部について、年度内に完成
- ・ 迅速かつ効率的な災害復旧に向け、被災地域外からの技術者確保のため、地震災害復旧JVを活用

(国と連携した砂防事業)

- ・ 厚真町の日高幌内川など3河川で国が砂防事業を実施するほか、道も緊急的な砂防事業等を実施

(被災地への人的支援)

- ・ 発災直後から、情報収集や災害査定に向けた資料作成支援などのため、胆振東部3町等に技術職員を派遣
- ・ 来年度も災害復旧事業の実施などのため派遣を継続



◆ 厚真町富里浄水場の復旧

(復旧への取組)

- ・ 富里浄水場の復旧には、安全確保の観点から、裏山の残留土塊の除去を含む急傾斜地崩壊対策事業の実施が必要となるため、本復旧の早期実施に向け関係部局で調整を実施
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業については、当初の予定を前倒しして年内に着手



地域産業の持続的な振興

◆ 営農再開に向けての復旧・復興対策

(農地・農業用施設)

- ・ 農地などに流入し堆積した土砂等について、道庁内の関係部連携のもと、農地、林地、道路、河川の復旧事業などを調整し、計画的に実施 (H30.9~)
- ・ また、災害査定にあたっては、道の技術職員を現地に派遣し、災害査定申請業務等を実施 (H30.10~12 延べ859人)
- ・ 来春の用水確保のため、用水路等に堆積した土砂撤去等の復旧工事に着手 (H30.12.10~)

(農業者の営農施設や農協の共同利用施設)

- ・ 災害時でも安定的に搾乳等が実施できるよう、畜産農家における非常用電源の整備について、国の支援策を活用しつつ、道としても、配電盤整備を支援 (H30.9~)
- ・ 国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、特に甚大な被害を受けた農業者に対し、市町村と連携し、道独自の上乘せ対策を実施 (H30.11~)



用水路の復旧工事に着手(厚真町)

◆ 林地崩壊からの復旧・復興対策

種別	内容
道路や住宅などの保全対象や治山施設が被災した箇所	・災害関連緊急治山事業 国の交付決定前に着手可能な制度を活用し、随時工事を発注 (H31年度完了見込み) ・施設災 H30.12月に災害査定を受け、随時工事を発注→H32年度完了見込み
上記以外で治山事業を実施する箇所	・復旧治山 保全対象などの優先度に応じ、H31年度以降復旧工事に着手し、H35年度を目途に集中的に実施
治山対策を実施しない森林	・森林所有者等の意向を踏まえ、森林整備事業等を活用し、H35年度を目途に集中的に被害木整理等を実施
林道被害	・H31.1月までに国の災害査定を受け、H33年度末を目途に復旧



- ・ 国や市町村、試験研究機関等で構成する「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」を設置し、当面必要な対策や被災森林の復旧方法、木材の安定供給・確保に向けた取組等について検討

地域産業の持続的な振興

- ◆ 漁港施設の復旧
災害復旧事業等を活用し、漁港施設の復旧を実施

H30. 10月上旬	応急措置
H30. 11月上旬まで	被災調査、復旧工法の検討
H30. 11月中旬	国の災害査定
H30. 12月中旬以降	災害復旧工事に係る町、漁業協同組合との調整
H31. 3月下旬から	災害復旧工事の施工

■大規模停電等に伴う影響への対応

食と観光の早急な需要回復

- ◆ 食や観光のプロモーションの実施
 - ・食や観光被害への対応として、国内外に向けた情報発信やプロモーションの展開、旅行割引制度（ふっこう割）による誘客等の取組を集中的に実施



大規模停電等による産業被害への対応

- ◆ 緊急経済対策官民連携協議会の設置
 - ・風評被害の払拭や迅速な経済振興などを目的し、経済・産業団体、企業、金融機関などとの連携による「緊急経済対策官民連携協議会」を設置し、「元気です北海道」キャンペーンを中心に、様々な取組を実施



- ◆ 中小企業支援の実施
 - ・地震の影響により事業活動に影響が出ている中小企業に対し、経営や金融に関する特別相談窓口を設置するとともに、資金需要への支援を行うなど、事業再建や事業継続に向けた取組への支援を実施

- ◆ 無理のない範囲での節電の呼びかけ
 - ・国から引き続き無理のない範囲での節電の要請（数値目標なし節電要請）がなされていることを踏まえ、家庭向けの節電リーフレットを作成・配布するほか、消費活動をしながら節電にも結びつく取組を促進する「『みんなで暖まろう！』応援キャンペーン」を実施中。

